

第5回定例会議事日程（第3号）

第1 一般質問

中里純人君

1. 市長の政治姿勢について
 - (1) 市民は市長へ何を期待していると考えるか。
 - (2) 市民、職員、議会等との信頼関係の構築について伺う。
 - (3) 本市の現状認識とまちづくりについて伺う。
 - (4) マニフェストについて伺う。
 - ①消防行政について
 - ②長崎鼻公園リニューアル事業について
 - ③地場産業の振興について
 - ④2040年のまちを考える会について
 - ⑤住環境の整備について
2. ごみ収集支援について
 - (1) 家庭ごみの戸別収集サービスは考えられないか。
 - (2) 市道栗屋田線沿いの住宅のごみ回収について伺う。
 - (3) 市道別府島平線と市道栗屋田線との接続について伺う。

高木章次君

1. 川内原発について
 - (1) 九州電力は、原子力規制委員会への20年間の運転期間延長申請が可能かどうか特別点検を開始した。運転期間延長について考えを伺う。
 - (2) 20年延長や乾式貯蔵施設建設等、重大なことについては、本市も立地自治体である薩摩川内市並みの地元同意の権利を持つべきと思うが、考えを伺う。
2. 高レベル放射性廃棄物地層処分について
高レベル放射性廃棄物地層処分場について、応募と申し入れに対する考えを伺う。
3. 原子力防災計画について
 - (1) 安定ヨウ素剤の事前配布について郵送での配布を検討すべきではないか考えを伺う。
 - (2) 屋内退避の被ばく低減効果について、市としても今後検討すべきと思うが、考えを伺う。
4. 再エネ導入への取組について
風力や太陽光などによる再生可能エネルギーの導入加速は、住民・事業者・市担当者、そして必要に応じて外部専門家も入った、協議する場をつくるべきと思うが、考えを伺う。

江口祥子君

1. 小中学校トイレの洋式化について
 - (1) 学校施設のトイレの洋式化についての現状を伺う。
 - (2) 市民から洋式化を要望する声はないか伺う。
 - (3) 今後の計画はどのようなか伺う。国の補助制度などを活用して進めていくべきではないか。
2. 動物と共存する住みよい環境対策について
 - (1) 小学校での動物愛護教育について伺う。
 - (2) 猫の多頭飼育崩壊を防ぐため、不妊手術費用を助成できないか伺う。
 - (3) 殺処分ゼロを目指す動物愛護条例を策定する考えはないか伺う。

福田清宏君

1. 讃岐公園について

- (1) えびすヶ丘にある都市公園で、津波避難場所でもある讃岐公園にフェンスが設置されていないのは、どのような理由によるものか伺う。
- (2) 津波避難場所でもある讃岐公園の西側中央付近の階段に繋がる市道港町6号線は、避難のために多くの住民が行き交う道路となるが、避難道路として整備する計画はないか伺う。

2. 公園のトイレについて

- (1) 水洗化率と洋式便器の普及率について伺う。
- (2) グラウンドゴルフの練習などに使用されている公園トイレの便器は、1基ずつでも洋式便器に取り換える必要に迫られていると思うが、その計画について伺う。

3. 木原墓地の環境整備について

- (1) 道路脇や階段に生い茂る草木の除草・伐採は、定期的に行われているか伺う。
 - (2) 道路や階段の路面の補修は、その都度行われているか伺う。
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第3号（12月10日）（金曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	教育総務課長	瀬川大君				
教	育	長	相良一洋君	消防長	平石剛君			
総	務	課	長	山崎達治君	市民生活課長	久保さおり君		
企	画	政	策	課	長	北山修君	都市建設課長	吉見和幸君
財	政	課	長	出水喜三彦君	まちづくり防災課長	富永孝志君		
市	来	支	所	長	橋口昭彦君	学校教育課長	藏菌孝一君	

令和3年12月10日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（濱田 尚君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。
まず、中里純人議員の発言を許します。

[11番中里純人君登壇]

○11番（中里純人君） おはようございます。

私は、先に通告いたしました2件について質問いたします。

まず、市長の政治姿勢についてであります。

中屋市長におかれましては、当選おめでとうございます。

私も、市民の皆様の御支持をいただきまして、引き続きこの場で議論する機会を与えていただき、さらなる政策提言ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

市長選は、本市では初めての無投票という結果でした。市民の皆様からは、「いちき串木野市の皆様へという配達地域指定郵便で公約を書いたパンフレットは送ってきたけれども、市長の顔も見ただけで、どんな人なのか」という声をお聞きます。選挙運動が1日で終わったことかもしれませんが、市民の皆様の要望や御意見をお聞きする場を設けることも求められます。

今回の選挙戦で多くの市民の皆様方とお話しする中でお聞きするのが、税負担が大きいという声です。コロナ禍などの影響で収入が増えない中、ガソリンをはじめ、様々な物価が上昇している現状では、そのような感じられるのも無理もないことです。

中屋市長は初登庁の際、職員の皆様に、「自分の仕事への誇りと町への期待感を持つ熱血職員になってほしい」と呼びかけられました。私も議員も、青森県十和田町のまちおこしや福岡県うきは市の無

料職業紹介所事業など、先進地視察で多くの熱血職員に出会いました。本市にも、仕事に情熱と誇りを持ち、熱く語れる熱血職員が一人でも多く育てほしいものです。

今日、他自治体の首長選挙を見るにつけ、住民、有権者は自分の自治体のリーダーとして若い首長に期待する傾向があることは否めない事実です。それは、昨年の鹿児島市長選、日置市長選、本年の奄美市長選を見れば明らかです。

今回の本市の首長選挙は、田畑前市長の勇退を受け、市役所出身の中屋市長の無投票当選という形になりましたが、それはそれとして、結果論ですが、新市長にお伺いしたいのは、いちき串木野市民は今日の閉塞した社会、地域経済、ひいては少子高齢化を大きな起因とする人口減少の中で、新市長に何を期待し、市政のどのようなかじ取りを期待しているのか、率直な御見解をお伺いしたいのであります。

ここでの質問を終わります。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。中里純人議員の御質問にお答えをいたします。

私は、先の市長選立候補に際し、マニフェストに「誇りあるふるさとへの継承と新しい時代への挑戦」、このことを基本的な考え方として掲げたところでございます。この二つの視点が私は大事であると考えております。

これまで先輩方が築かれてきた本市の誇るべき魅力、このことは大切な財産としてしっかりと受け継ぐとともに、一方で、時代が大きく変わってきております。こうした時代の変化をしっかりと捉え、新たな視点と発想を持って、確実に勇気を持って見直していく。そして、前へ進めていく。このことが私に求められていると思っております。

○11番（中里純人君） 私は、現在、本市の市議会議員として16年間、市民の皆様と行政との間で様々な本市の課題について役所に提起したり、市民の皆さんにはできないことはこういう理由でできませんと伝えてきました。

私がこの間学んだのは、行政のトップに立つ人と市民の皆さんとの信頼関係が非常に大切なことであ

るということです。市民の皆様との信頼関係なくして政策の執行はできないものと言えます。

そこで、新市長が我がいちき串木野市のかじ取りを始められるに当たりまして、市民の皆様との車座対話とか地域との懇談会など、信頼関係を構築するための努力をし続けていただきたいと思います。その中で、行政として市民の皆様が多岐にわたる要望や願いに対してはできること、できないことが必ずあるわけですが、できることはやればいいわけですが、できないことについてその理由を必ず伝える、そのことの繰り返しで市民の皆様からの信頼を得る最も大切な姿勢だと思えます。

ぜひ市民の皆様との信頼関係を築くためにも、今私が申し上げたことについて気にかけていただきたいと思えますが、見解を伺います。

○市長（中屋謙治君） 今回、私はマニフェストの中で、七つの分野といいましょうか、項目を拾い上げて言ってしまうと四十数項目になっておるようでございます。その7番目に公のことということで掲げさせていただきました。「オープンで分かりやすく頼りになる市役所を目指したい」と、こういうことを掲げております。

まず、最初の「オープンで」というのは、我々いろんな情報があります。当然プライバシーというのがありますけれども、基本的に情報というのは私は市民の共有財産だと思っております。そういう観点で、基本的にオープンということを目指させていただきました。

そして、2点目の「分かりやすく」というのは、とかく専門的あるいは高度な、一般市民からするとなかなか分かりにくい。理解し難い。行政不信の一つには、よく理解されていないというこの部分があるかと思えます。ですから、我々が情報を届けるに当たっては、市民のみなさん方が分かりやすく理解できるようにという、市民目線に立った形で情報をお届けすることが大事ではなからうか。そういう意味で「分かりやすく」、そして3番目に「頼りになる」と、このことを「頼りになる市役所」という言い方をしております。

私は、行政や政治の役目、役割というのはいろいろ

ろ考え方がありましようけれども、極論すると、私は二つだと思っております。

一つは、市民の皆さんに夢や希望を持ってもらうこと。行政としてどんな手助けをすれば市民の皆さん方の夢や希望が実現するのだろうか、行政としてどんな手助け、どんな支援が必要か、このことであろうと思えます。

一方で、日々生活をする中で、不安や悩み、不満、いろんなこと、難しいことがあるかと思えます。これは一人で、個人で解決できればそれはそれでいいわけですが、どうしても一人では抱えきれない問題、悩み、不安、不満があるわけです。出てきます。そうしたときに、行政としてしっかりとそのことに寄り添って、そして、職員と一緒に解決策を考えてあげること。私はこの二つだろうと思っております。

市民の夢や希望をしっかりと支援していく。そして、不安や悩みにしっかりと寄り添って、一緒にその解決策を考えてあげること。極論すると、私は政治、行政の目的というのはこういうことじゃないのかなというふうに思っております。

そういう中で、市民の夢や希望がどこにあるのか、あるいは、不安や悩みがどこにあるのか。それは、現場の声をしっかりと聞いて、生活実態をしっかりと聞くことに尽きると思っております。ここがすなわち出発点だと思っております。そういうことを目指して、まずは広聴機能の充実ということを目指させていただきました。

まずは聞くこと。我々が今持っている情報を伝えることはその次だと思っております。まずは皆さん方の思い、悩み、これをしっかりと聞いて、何ができるか。そのことを考えて、そして、これを分かりやすく伝えるという、こういう手順であろうと思えますので、まずは広聴、しっかりと聞くことが出発点、このように思っております。

○11番（中里純人君） 昨日来、同僚議員からも同様の質問があったわけですが、マニフェストに7分野で46項目を挙げておられますが、本市の現状をどう認識して、どのようなまちづくりをお考えなのか、まず伺います。

○市長（中屋謙治君） 昨日も同じような形で御質

問があり、答弁をさせていただいたところではありますが、やはり大きな問題としては少子高齢化に伴う人口減少、これが一番の問題であろうと思っております。全国的に少子高齢化によって人口減少が進み、中でも地方部における過疎化が顕在化、あるいは深刻化しているのではなからうかと思っております。

本市においてもその例に漏れず、周辺部における買物難民、交通弱者、昨日も議論がございました。そういった様々な課題が出てきております。

この少子高齢化、昨日も少し触れましたが、国の予測では2040年、毎年90万人、人口が減っていきますという予測が出されております。それぐらい人口減少、少子高齢化の進行というのは深刻だと思っております。

そういう中で、本市だけが人口減少を受けないと、あるいは人口が増加するんだと、そのことが実現できればですが、しかし、ここはしっかりと現実を見つめるべきではないのかなというふうに私は思っております。

そういう意味で、人口減少というのはある程度許容せざるを得ないという認識に立って、短期的な成果のみにとらわれず、中長期的な視点で、人口減少によって町は縮小していく、縮んでいく。このことは、私はもう受け入れざるを得ない状況にきていると思っております。

そうした中で、縮んでいく、縮小していく中でも惨めに縮んでいくのではない、豊かに縮んでいくんだと。豊かに縮小するにはどうするのかという、このことが、今、我々に求められているのではなからうかと思っております。

そうした中で、市民の皆さん方が量の問題、拡大の問題ではなくて質を高めるといふ質的な満足、質的な充実、このことで豊かに縮んでいく、こういう社会に変わっていくのではないのかなと思っております。

私は、そういった価値観の下でまちをつくっていく時代に入っているのではなからうかと思っております。

○11番（中里純人君） 以下、マニフェストについて数点伺ってまいります。

まず、暮らしの安心・安全を守るという項目では、消防・防災体制や施設整備等の検討として、「常備消防体制の効率化と施設・資機材整備を通じて消防力の充実を図ります」とうたっておりますが、具体的に何らかの取組を考えておられるのか、伺います。

○市長（中屋謙治君） マニフェストの中で1番目に安心・安全という項目を掲げさせていただきました。市民の安心・安全を守る、このことは何においても大切なこととさせていただきます。

中でも消防行政というのは重要な位置づけにあると、このように認識をいたしております。そういうことで、今年度、はしご車の更新ということで取組をさせていただいたところでございます。

これからも常備消防体制の効率化と施設・資機材の整備を通じて消防力の充実を図ってまいりたいと思っております。

国が示します消防の連携協力の基本指針というものもあるようでございます。こういったものも研究しながら、分遣所の統廃合であったり、あるいは消防の広域化、こういった課題に取り組んでまいりたいと思っております。

○11番（中里純人君） 私は、消防行政につきまして昨年の12月議会で、消防の勤務体制、消防施設、近隣の消防署との協力体制などについて伺いました。

答弁では「勤務体制は事務職の負担が軽減された」と伺いましたが、その後どのようなか。全体的な勤務体制の状況について伺います。

○消防長（平石 剛君） 勤務体制についてであります。

本部事務については、再任用職員1名、会計年度職員1名が起用されたことにより、負担の軽減がなされております。

警防体制については、職員48名は確保されておりますが、一部において、消防学校等における長期研修、病気休暇が発生した場合、当務員の最低人員確保のための週休調整や本部員を当直させるなど創意工夫して、市民サービスが低下しないよう対応しております。

○11番（中里純人君） 答弁では「48人体制は確保しているものの、研修とか病気など欠員の補充など

やりくりしている」というような答弁だったようですが、職員の皆様の平均年齢をお聞きしましたら、44歳。50歳代が24名で、48人体制のうち半数が50歳代とのことです。

昨日の答弁の中で、市長は年齢フリーの社会づくりを進めるとお聞きしました。この消防の24時間体制の中で、現場を預かる職員の皆様は体力的な負担とか大きいものがあると思われませんが、このような体制で市民サービスに支障はないのか、伺います。

○消防長（平石 剛君） 職員の平均年齢は44歳、50代は24名ではなくて22名おります。

少数精鋭ながら、一致団結して市民サービスが低下しないように頑張っているところでございます。

○11番（中里純人君） 一致団結して頑張っているというのですが、組織機構の見直し案では令和3年度以降に市来分遣所の統合を検討することになっておりますが、本市の人口も急激に減少している中で、果たして二つの消防署が必要なのかどうか。

現在の勤務体制を一本化することで職員の皆様に研修や訓練を強化していただき、市民サービスが向上するように努めていただきたい。それには、まず、住民の皆様の御理解を得ることが大事なことであることは言うまでもありませんが、一刻も早く統合を進めるべきと考えますが、いかがか伺います。

○市長（中屋謙治君） 分遣所の統合問題でございます。これまでもこの議会において何回となく議論をいただいております。

確かに分遣所を統合することによって消防力というのは充実、強化できるもの、こういったふうに理解をいたしております。

しかしながら、一方で、消防の連携・協力の基本指針の一部改正、こういったものもあるようでございます。

消防を取り巻く情勢というのも変化している中で、課題解決に向けて、同時に、おっしゃいますように住民の皆様の理解を得られるためにどういう方策があるんだろうかということで、今、消防署本部内で検討を進めているところでございます。

○11番（中里純人君） 広域化の指針とかもおっし

やいましたが、期間延長は令和6年までですので、果たしてそれまでに間に合うのかどうか。

それと、あと、検討を進めているということですが、私、分遣所については10年ほど前から統合について提案しているわけですが、答弁は全く一緒です。前に進みません。悪い言い方をしますと、この問題を避けておられるような気がしております。

この件につきましては、地域住民の皆様の反対が多かったため統合を断念された経緯がありまして、一步踏み込めないのではと思いますが、本署と分遣所のカバー率、分遣所のエリア内人口の減少や行財政改革の観点等について、まずはまちづくり協議会をはじめ、住民の皆様への理解をいただくような取組を始めるべきと思いますが、いかがか伺います。

○市長（中屋謙治君） 経緯については、議員、十分御承知のとおりでございます。

この問題を協議するに当たって、私は当時総務課におったかと思っております。消防長、それから消防署長と一緒に住民説明で皆さん方に、「消防力充実のためには、あるいは職員の勤務体制に今無理があるので、こういうふうにするとなんか形ができるんじゃないでしょうか」と、何回となく説明会にお伺いをした。そして、皆さん方の理解を求めたと思っておりますが、今おっしゃいますように、説明をする中で、最終的には住民の理解が得られないということで、この計画は一旦保留をせざるを得ないと前市長時代に判断をされた経緯がございます。

先ほど申し上げたようなことで、その後の消防を取り巻く情勢というのも変わってきております。さらには昨今のコロナの関係もございます。そういうことを勘案しながら、そして、住民の皆さん方にどうすれば理解が得られるのかしっかりと協議しながら、ゴールとしては、消防力を充実強化することが市民の皆さん方、住民の皆さん方の安心・安全につながるわけでありますので、そこをしっかりと検討し、どういう具体策があるのかということを持っていかないと住民の理解は難しいと思っております。

まずはその前段階、どういう方策であれば住民理解が得られるのかということについて、今協議をやっている段階ということで御理解をいただきたいと

思います。

○11番（中里純人君） もう10年以上もこのままの状態では保留されてきた案件でありますので、ぜひ中身を詰めて、一歩進んでいただきたいと思います。

次に、現在の手狭な庁舎につきましては、女性吏員の採用とか感染症対策のための部屋及び仮眠室の個室化などの課題解消のために、新庁舎建設や増改築の検討委員会を設置しているということですが、どのような状況なのか、伺います。

○消防長（平石 剛君） 消防庁舎建設の現状についてであります。

本部内の消防庁舎検討委員会にて、女性消防吏員の採用に伴う施設、訓練場の敷地確保、感染症対策の消毒室の設置や仮眠室の個室化などの課題があり、増床改築等の必要な機能の洗い出しを行ったところでございます。

現在、本署と分遣所の両庁舎を併せて精査し、新庁舎建設も選択肢の一つとして、増改築を含めた検討委員会において、財政状況を勘案しながら検討しているところでございます。

○11番（中里純人君） 現在検討中ということですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してコロナ対策の施設等を整備されているようなところがあるようですが、そのような事例があるのかどうか、伺います。

○消防長（平石 剛君） 県内の状況についてであります。

近隣では、昨年、阿久根地区消防組合が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症対策として仮眠室の個室化や女性消防吏員の採用に伴う施設の改修を行っております。

○11番（中里純人君） 次の質問に移ります。

結婚・子育て応援、教育環境の項目の中で、長崎鼻公園のリニューアル事業というのが挙げられています。

この事業は、本年度基本設計し、完成は未定とのことですが、その中で「民間活力も導入しながら、子どもの発育段階に応じた遊具や全天候型の屋根つきイベント広場など、魅力ある設備の配置を検討する」とあります。

どの程度の規模で、どのような内容で、どのように運営を考えておられるのか、伺います。

○市長（中屋謙治君） 今回、マニフェストの中で、長崎鼻公園のリニューアル事業ということ掲げさせていただきました。

今お述べになりましたように、この公園は、子育て世代が集い、幼児から高齢者まで幅広い世代が憩う空間、公園にしたい。そういうことで、現在作業に入っているところでございます。

現在は基本構想の策定という段階にございます。

この基本構想の中では、公園の現状を把握するために、土地利用状況、あるいは法の規制、こういったものを整理して、計画上の問題点、課題を検討したところでございます。

今年度、この基本構想で実施いたしましたアンケート調査を基に公園のゾーニングを作成して、基本設計という段階に入ってくるところでございます。

お尋ねの全天候型の屋根つきイベント広場の整備につきましては、アンケート調査、あるいは土地利用状況を踏まえ検討することにしてはおりますが、例えば、有名などころでは鹿児島市にかんまちあというところがございます。いろんな形でイベントがあったり、そういった取組が報道等でも紹介されております。ああいった全天候型のイベント広場が長崎鼻公園にどの程度でどういったものができるのだろうかということ、今、情報収集しながら検討している段階でございます。

全てを市の財源でというのはどうしても限界があるかと思えます。その中で、民間の皆さん方のお力を借りる方策はないのか、このことを併せて、今、検討をしているということで御理解いただければと思います。

○11番（中里純人君） この事業は子育て事業の目玉だと思っておりますので、ぜひしっかりと計画を立てて、立派なものができるように構想を練っていただきたいと思います。

次に、力強い産業・人材育成の項目の中で、地域資源を活かした地場産業の振興が挙げられております。

焼酎業界におきましては、基腐病により原料芋の

作付が少なくなり、来年の原料確保が心配されておりますし、つけ揚げなどの練り製品はすり身価格の高騰で原料高、マグロも乗組員の高齢化問題や燃油の高騰など課題も多いですけれども、本市はこれらの特産品とともに食のまちづくりを進めてまいりましたし、今後も地場産業を市民全員で応援していかなければならないと考えております。

産業振興についてのお考えを伺います。

○市長（中屋謙治君） 稼ぐ力、産業振興ということで、マニフェストに3項目掲げさせていただいております。

1番目が既存企業の育成と新たな企業誘致、そして2番目に情報技術系のいわゆるIT関係の企業の誘致と人材育成、3番目に一次産業の関係であります挑戦する一次産業の支援、この3項目を掲げさせていただいて、本市の産業活性化を図っていこうということでマニフェストの中に掲げさせていただいたところでございます。

地場産業は、議員御案内のとおり、これまで第2次総合計画において、活力ある産業のまちづくりを基本方針として、また、農林水産業、食品関連産業を中心に産業振興を図ってきたところでございます。

あわせて、第2期の総合戦略においても、食のまちづくりの食を核とした産業基盤の強化がこれからの本市の産業振興にとって鍵を握っているんじゃないかということで、総合戦略の中に記載をしたところであります。

今後におきましても引き続き、お述べになりましたように、焼酎、つけ揚げ、マグロ、ぼんかん、サーポメロ、こういった特産品のブランド化、あるいは販路拡大、そして、これらを用いた六次産業化を通じた地産地消の推進、県内外への食の情報発信、加えて、現在、おかげさまでふるさと納税は大変好評いただいております。このふるさと納税も活用しながら、今あります食材、資源を磨き上げていく、ブラッシュアップとか言いますが、磨き上げていく、とがらせていくんだということで、本市の地場産業振興を図っていきたく思っております。

○11番（中里純人君） 私は4年前に中小企業、小規模企業の振興条例の制定について質問しました。

答弁では、「県内の状況を調査した上で、前向きに検討する」とのことでした。

人口減少や高齢化による後継者の問題、新型コロナウイルス感染症という課題を抱える中で、多くの企業は厳しい状況に直面しております。

このような中で、中小企業、小規模企業支援の基本方針とか市の役割等を明確にすることで企業の振興を図る目的で策定されるというものでありまして、全国でも400以上の市町村で制定されていて、鹿児島市では来年の4月1日より施行するようですが、本市ではどうなっているのか、伺います。

○市長（中屋謙治君） 中小企業の条例の制定の話でございます。

前回、県内の制定状況ということで、答弁をしておるかと思えます。

今、手元にあります資料によりますと、県内で条例を制定しているのが九つ、市においては4市という資料を得ているところでございます。

中小企業、小規模企業の振興条例は、先ほどおっしゃいますように、市の責務、中小企業、小規模事業者の努力、さらには市民の役割、こういったものを明らかにすることで中小企業の成長、発展、市民生活の向上を図ることが大きな目的になっているようであります。

中小企業の振興につきましては、それぞれの地域産業の状況に適した施策を実施しながら、地域経済の浮揚等を図っていくべきものと考えております。

これまで本市におきましては第2次総合計画を踏まえた事業の推進を図るとともに、商工会議所、商工会や通り会など関係団体、市民の地域づくりグループとともに意見交換などを行い事業を実施してきており、このような取組を通じて中小企業の振興はそれ相応に図られているのではなかろうかと思っております。

すみません。私が先ほど4市と申し上げましたが、正しくは5市だそうです。すみません、訂正をお願いいたします。

このようなことで、先行しております条例をつくらせている町のこの条例を制定した効果、あるいはこれに伴う影響というのがどういふことがあるのか、

しっかり見極める必要があると思っております。

冒頭申し上げた市の責務、中小企業の努力、あるいは市民の役割、これが制定前後でどのように変わっていくのか。ここら辺をしっかりと見極めた中で、条例をつくるのが目的ではないと思っておりますので、そういう観点で、先進事例、他市の状況、この効果を見極めながら、そして、関係団体ともしっかりと協議をさせていただきたいと思っております。

〇11番（中里純人君） 「条例はつくらなくても本市の中小企業の振興は図られている」というようなことでございますが、おっしゃったように、条例はつくって終わりではなくて、その後、いかに取り組んでいくかというのが重要なことであるというのは言うまでもありません。

今述べました鹿児島市の条例でも、市長の諮問に応じる中小企業振興推進会議というのを設置して、全市一体となって効果的な施策の構築、方向性を示していくというようなことでございます。

他市の状況とか十分研究されたらと思っておりますが、この条例の中では、先ほどおっしゃいましたような市民の責務というのもうたわれております。

「市内での消費行動、その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする」とありますが、市内での消費行動という中で、最も分かりやすい例がたばこ税です。

本市の昨年度のたばこ税は1億4,600万円。市民の皆様が市内でたばこを購入していただいた結果、このような税金が還元されるわけですが、市内で8,000円買物をすると市内で循環するお金は5万円にもなると言われております。私が以前から提案しております経済の地域循環についてはマニフェストにも掲げてありますので、ぜひ進めていただきたいものです。

市民の皆様の消費はもとより、事業所や企業の商品の地元調達というところまでシステムづくりを構築していただきたいと思っております。答弁願います。

〇市長（中屋謙治君） 今、市民の皆さんの消費行動をお述べになりました。

地元の商店街を活性化させよう。そのためには消費行動は地元でと。確かにそうだと思います。

しかしながら、私自身を含めて、実際の消費行動、動きはどうなっているのだろうか。言うは易いけれどもそれが伴わないとすると、条例の中に市民の責務ということを書いたとしても、果たして効果があるのだろうか。

以前、私はこんな話を聞いたことがあります。外国の例です。スイスとフランスの例。たしかスイスだったと思いますが、スイスの国民は卵を買うに当たって、高いんだけど国内の卵を買うんです。

安いフランスの卵もある。でも、スイスの皆さんは、これは食料安全保障の観点もあるんでしょう、しかし、先ほどお述べになられた市民の消費行動に引き直しますと、スイスの皆さんは高くても自分の国の卵を買うんだと。その国民の覚悟といいましょうか、ここら辺がないと条例をつくって終わりになってしまうんじゃないだろうかという思いもするところであります。

経済循環の話はあえて私が申し上げるまでもないと思っております。経済活動の中で、生産があり、分配があり、そして、支出、消費という、こういった循環の中で、市内で回せるものは市内で。これは言わずもがなの話だと思っております。

昨日、電気の話の中で、いちき串木野電力、市内で調達できるものについては市内で回す、そのことが経済循環につながっていくんじゃないだろうかというお話をさせていただいたところでございます。

そういうことで、第2期の総合戦略をはじめ、事業所、消費者の皆さん、ただいま申し上げたことを含めて、それぞれがどういう形でつなげるのだろうか、あるいは広げていけるのだろうか。マッチングとかマーケティングという言葉になろうかと思っております。こういうことを具体的に成果が上がる形で、条例をつくるんでしたらそういった条例に私はすべきではないのかなというふうに思っております。

〇11番（中里純人君） 「現状では市民の消費行動が市内で行われていないのではないかと、それが条例にもつながっていかないのでは」というようなことをおっしゃいましたけれど、それをつなげるようにするために条例をつくって、そういうふうな施策をつくっていくというようなことでございますので、

この件につきましてはまた後日質問したいと思いません。

次に、マニフェストに掲げられた項目別では現在の事業の継続が多い中で目を引きましたが、2040年のまちを考える会の設置です。

今回、選挙の遊説で山間部へ参りましたが、放置された廃屋とか石垣など住居の跡を多く目にしました。10年、20年後は高齢化によりさらなる過疎化が進行し、このような光景が増えるものと思われま

す。過疎地域の自然淘汰によりましてコンパクトシティの取組も進んでまいりましょうし、自然環境の悪化による生態系の変化、それに伴う産業の変化などが考えられます。

この会の提言は将来の総合計画の指針となると思いますが、どのような目的で、どのように進められるのか、伺います。

○市長（中屋謙治君） 今回、2040年のまちを考える会という、かなり大きな看板を上げさせていただきました。

この会の考え方としましては、市民の幅広い世代の方々に参加をしていただいて、本市が抱える人口減少、そして少子高齢化、産業の活性化、生活環境や子育て並びに教育、こういった幅広い分野において、様々な課題について短期的ではなく中長期的に、中長期的にといってもなかなか具体的にイメージできないだろうと、そういう意味で、私はあえてここで2040年という数字を挙げさせていただきました。

昨日も申し上げましたが、2040年、国の将来推計の中で、毎年90万人ずつ人口が減っていくという推計が出されております。政令指定都市一つが毎年なくなっていくぐらいの人口減少社会、少子高齢化の急速な進行なんですと。そういう意味で、あえて中長期という抽象的な表現ではなく、ここに2040年という具体的な数字を挙げさせていただいて、皆さん方から、20年後はこういう時代が来るよ、こういう世界になるよ、それに向けて今何をなすべき、あるいは何が必要かということは今から考えようではないかと、そういった御意見をいただく自由闊達な会議にしたいと考えております。

メンバーであったり、あるいは会議の進め方、こ

れから具体的な内容については詰めさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、20年後、我が町はどういう状況になっているだろう。自分たちの地域は、学校は、産業は。こういうことを誰も分かっている人はいないでしょうけれども、そこをイメージしながら、今、何をすべきか。どうしたらいいのか。厳しい言い方をしますと、厳しい将来が来ることは間違いありません。その私は、ある面、覚悟だと思えます。こういう将来が来る。かといって、下だけ向いていても夢や希望というのは描けません。そうしたときに何が必要か。私は価値観の転換だと思っております。

昨日からも申し上げておりますが、町は大きくなっていく。人口は増えていく。そういった拡大志向、大きいことはいいことだという価値観からの転換ではないのかなと。以前の大きいことはいいことだという価値観にこだわっていたら、現実を見ることは私はできないと思えます。

20年後、私はこの世にいるかどうか分かりませんが、少なくとも2040年にこういう時代が来るという覚悟を持って、今の大きいことはいいことだという価値観ではない新たな価値観。それは、質を高める。量を追い求めるのではなく質を高めて豊かな生活をする。

先ほども申し上げたと思いますが、社会は縮んでいきます。町は縮んでいきます。人口は減っていきます。その中で下を向くんじゃなくて前を向ける。それは、豊かに縮む。豊かに縮むというのは、私は量ではなくて質を高めて満足感を高めるといった価値観の転換が必要であり、そういう時代に来ていると思っております。

この私の考えが正しいのかどうか分かりませんが、この2040年、幅広い世代の皆さん方に参加させていただいて、現実や将来を見据えて自由闊達に意見交換をしていただく。そして、今何が必要かと。こういう時代に来ているのではなかろうかということで、あえてこの会の設置を提起させていただいたということでございます。

○11番（中里純人君） 次に、快適な都市環境整備の推進というのが挙げられております。

住環境と景観の維持向上の項目の中では、危険廃屋の撤去、空家・空地適正管理の推進が挙げられております。

危険廃屋や空家は解体補助金制度があり、利用する方も多いのですが、なかなか進まない空家の撤去につきまして、罰則を含めた条例を制定する自治体も増えているようでございます。

現在の取組状況と、どのように推進していくお考えなのか、伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 空家や危険廃屋の撤去については、所有者に対して解体費用の補助金制度の活用も案内し、文書や訪問で粘り強く働きかけを行っておりますが、深刻な経済的理由や家族間の問題等によりなかなか進まない状況であります。

県内では、鹿児島市など9市5町が改善命令違反に対する氏名公表の罰則規定を独自条例に設けており、いずれの市町においてもこれまで氏名公表に至ったケースはないようです。また、さつま町と瀬戸内町が解体撤去後の土地の固定資産税の減免を行っております。

現在、売れない不要な不動産を手放したい人と、それらを活用したい人の仲介サポートを行う民間サービスなどもあるようです。

他市の取組事例や民間サービスの活用等も研究しながら、実効性のある危険廃屋の撤去、空家等の適正管理に向けて今後も取り組んでまいります。

○11番（中里純人君） 空家等対策の推進に関する特別措置法によりまして、特定空家に対しまして行政代執行ができるようになりましたが、解体をして、土地を差し押さえ、処分しても解体費用のほうが高いといったような事例もお聞きしますし、今答弁されました中でも、解体後の固定資産税を二、三年減免するというような自治体もあるようです。

相続人の不在などなかなか難しい問題ですが、先進地の事例などを参考にして進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

ごみ収集支援についてであります。

今年の国勢調査によりまして、本市の高齢化率が37%と公表されました。高齢化が進みまして、家庭

ごみを集積所まで持っていくことが困難な方が多くなっております。御近所に手伝ってもらっているというお話もお聞きします。

鹿児島市では、まごころ収集という、高齢者等戸別収集サービスを実施しております。要介護1以上や障がいのある方が対象になっております。また、福岡県大木町ではシルバーセンターに委託してごみ収集の支援と安否確認のための声かけをしたり、新潟市など、自治会へ補助制度を設けてごみ出しの支援をお願いしているようなところもございますが、本市では、支援を必要としている方からの要望はないものかどうか、高齢者や障がいのある方で指定日にごみの搬出が困難な方への収集サービスというのには考えられないのか、伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） ごみの戸別収集については、現在、粗大ごみのみ、一人暮らしで要介護認定を受けた方や障がいのある方などを対象に実施しております。

日常的な燃えるごみなどの個別収集につきましては、収集車や人員の確保など、現在の収集体制では実施は難しい状況であります。

市内には、隣近所で声を掛け合い、高齢者等のごみ出し支援活動を行っている団体等もあるようです。共生協働のまちづくりのためにも、地域全体で支え合い、ごみ出し支援を行っていただけたらと考えております。

○11番（中里純人君） 地域全体で支えていただきたいということですが、先ほど申しましたように、高齢者が増えてまいります。このような要望がますます強くなってくると思いますが、現在の収集体制では困難ということですが、検討されて、収集できるような体制を整えられたらと思っております。

市道栗屋田線はひばりが丘団地の西側の斜面の下にありまして、この道路は幅員が3メートルで、車の離合が困難な状況です。南と北に進入口がありますが、南側の入り口はえのもと歯科より民家に突き当たり、右折してすぐに直角に左折、北側は何回か切り返しをしないと曲がれずに、ごみ収集車が入れない状況です。

この道路に面する約30世帯では、ごみ袋を抱えて

斜面を上り、団地のごみステーションまで持ってい
かれています。高齢者が多くて、一人暮らしの方は子どもや孫にごみ捨てに来てもらったり、
元気な方が近所のごみを何往復かして運んでおられる
ようです。

南側の入り口には酔之尾公民館のごみステーション
がありますが、公民館の住民以外は捨てないでく
ださいという看板があり、捨てられないとのこと。
また、警察署の横から恵比須町に至る市道別府島平
線にもひばりが丘公民館に所属する方が数件いらし
て、車で3号線を回って団地のごみステーションま
で運んでいるようです。

現状をどう認識されているのか、伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 市道栗屋田線は、
道路幅が狭く、収集車が入れないため、沿線にごみ
ステーションを設置できない状況です。

現状では、市道栗屋田線のすぐ西側を通る別府島
平線沿いには、収集車の進入経路や作業範囲の確保
などの条件が整う場合、ごみステーションを設置す
ることは可能であります。距離を考えますと、あ
まりメリットはないようであります。

この付近は、酔之尾公民館とひばりが丘公民館が
混在しており、栗屋田線の南側入り口のすぐ近く
には酔之尾公民館のごみステーションがございます。

両公民館でこのステーションの共同利用について
協議をしていただく、または、このステーションの
横にひばりが丘公民館のステーションを新設してい
ただくなど、地域で改善策を御検討いただきたいと
考えております。

○11番（中里純人君） 酔之尾のごみステーション
の横にひばりが丘のステーションを設置するという
ことですね。

先ほど申しましたように、南側はいいんですけれ
ど、北側の住民の方にとっては非常に距離があるん
ですよ。

そこで、別府島平線にはごみステーションを設置
できるということですが、市道別府島平線と市
道栗屋田線をつなぐ道路について、所有者の方と協
議が整えば道路新設を検討すると伺っており、お聞
きするところでは地権者の方も了解されているよう

です。

先ほど述べましたごみステーションの設置もその
栗屋田線の中央辺りに設置できますし、救急車や消
防車など緊急車両も進入しやすくなりますので、住
民の皆様の利便性のためにも、ぜひこの接続とい
うんですか、新設を進めていただきたいと思います
が、答弁願います。

○都市建設課長（吉見和幸君） 別府島平線と栗屋
田線をつなぐ道路新設の計画につきましては、市道
別府島平線の改良工事に合わせて行う計画で、別府
島平線側から用地を取得しているところでございま
す。

しかし、当時、一部所有者の方から同意が得らな
かったことから事業を中断したという経緯がござい
ます。

その後、平成30年には栗屋田線の沿線の土地所有
者から協力が得られたことから、用地を取得してい
るところでございす。

今後、他の道路改良事業との優先順位などを勘案
しながら、事業実施に向けて検討してまいりたいと
考えております。

○11番（中里純人君） 検討していただけるとのこ
とですけど、当面は酔之尾のごみステーションの
横にひばりが丘のステーションを設置して、この道
路が接続できたらまた中央にステーションを設置す
るということで、平等な市民サービスの提供という
観点からも、ぜひ取組を進めていただきたいと思います
とあります。

以上で質問を全て終わります。

○議長（濱田 尚君） 次に、高木章次議員の発言
を許します。

[3番高木章次君登壇]

○3番（高木章次君） 新人議員の高木章次です。
初めての一般質問です。よろしくお願ひします。

私は東京生まれの東京育ちで、現在70歳です。7
年ほど前の2014年の5月から現在の家に住んでいま
す。老朽化した東京の家は数年前に売り、現在の家
を購入しています。

なぜ顔も名前もほとんど知られていない70歳の私
が当選したのかということなんですが、無投票はい

けないということもあったとは思いますが、選挙で訴えた2点が支持されたからだと思っています。

それは、「川内原発の20年運転延長反対。避難計画を考えても結論は廃炉ですね」という、これだったと思います。

「避難計画を考えても」というのは、避難計画に実効性がないということに住民の方々が皆さん思っていたらよかったということだと思います。

後で述べますが、2014年、住民の過半数の方がたった1か月半で川内原発の再稼働に反対する署名をされました。このことは全国的なニュースにもなりましたが、すばらしい住民の方々と思いました。

本市が抱える問題がいろいろ指摘されていますが、私は希望を持っています。私が本市に住み続けている理由です。

一般質問ですが、専門的、技術的な部分については担当部署への情報提供が不十分なところがあるかと思っています。課題を共有し、対策を講じるための第一歩になればと思っています。

最初の質問は、川内原発についてです。

1点目は、運転期間延長問題です。

私は、本市住民の過半数は運転期間の延長に反対していると考えていますが、中屋市長はどうお考えでしょうか、お伺いをします。

ちょっと説明をさせてください。

原発は原則40年で廃炉という法律は、福島原発事故の反省に基づいて、自民党、公明党も含めた全会一致で採択された法律です。運転期間延長は法律の例外規定です。

ところが、延長申請について何も条件がつけられていません。

そのため、申請した40年超えの老朽4原発は全て規制委員会の審査となり、認可されています。これは法律に欠陥があるということだと思います。

例えば、広い地域が長期間停電する可能性を具体的に根拠を持って示すこととし、その点を審査して認められなければ規制委員会による審査に入れないという条件をつけていれば、申請可能な原発は1基もなかったと思っています。

2017年に市議会は「原発の運転期間は原則40年を

守ること」との意見書を知事に提出しています。日置市の宮路市長は、2017年の第5回市議会定例会において、「今、基本的に基準を満たせば20年延長という部分でございますけど、基本的に私は40年ということで全部廃炉していくべきという考え方は、もう前の議員の答弁と一緒にございます」と明快に答弁しています。

本市の住民はもともと2015年の再稼働に反対をしていました。避難計画を考える緊急署名の会は、2014年5月から6月にかけてたったの1か月半で、市民の命を守る避難計画がない中で川内原発の再稼働に反対する緊急署名を本市住民の過半数集め、6月議会へ陳情書とともに提出しました。

署名集めを継続していれば、さらに署名数は増えていたと思います。

ですから、本市住民にとっては、20年運転延長に反対と表明するのは当然のことと考えていると思っています。

田畑前市長、そして中屋新市長の昨日の答弁である「40年ルールが望ましい」という言葉は他人ごとのように感じます。

大事故が起きたら、川内原発の風下である本市は、全住民が避難して、二度と帰れない地域になる可能性があるという認識されているのではないですか。

佐賀県の玄海原発の再稼働に対しては、30キロ圏の佐賀県伊万里市長、長崎県松浦市長、壱岐市長、30キロから50キロ圏に入る長崎県の平戸市長が反対を表明し、それは大きく報道されていました。

伊万里市長は2017年1月3日の朝日新聞のインタビュー記事で、「再稼働反対は民意、市民の声を代弁している」と発言しています。

これは、私がぎりぎりまで立候補することを決めて、告示日の翌日の夕方から貼り始めたポスターです。ビラについては水曜日の夕方に刷り上がって配り始めたという状態です。それでも住民の方々は私に投票してくれました。非常に感謝しています。

そして、住民の方々の意向に沿わなければと、心より思っています。

ここでの質問を終わります。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 高木章次議員の御質問にお答えをいたします。

昨日も田中議員の御質問にお答えをしたところでございます。

原子炉の運転期間は原則40年とされておりまして、川内原発は運転開始から1号機が37年、2号機が35年を経過して稼働している段階であります。

私は、法律の制定趣旨から、現時点では運転期間、原則どおり40年が望ましいと、このように考えております。

申し上げるまでもなく、原発は安全確保が大前提であり、法律に基づいて規制委員会の専門的そして科学的見地から厳正に審査されるべきであると、このように考えております。

九州電力は10月18日から1号機の特別点検を始め、2号機についても来年2月下旬頃から実施をすると、このように聞いております。

市といたしましては、九州電力に対して、その調査内容や経過について分かりやすく丁寧な説明を求めていきたいと考えております。

○3番（高木章次君） 今の回答は、私の質問に対する回答としては不十分だと思います。

もう一度お伺いします。

私は、本市住民の過半数は運転期間の延長について反対していると考えますが、中屋市長はどうお考えでしょうかということです。再度お伺いします。

○市長（中屋謙治君） 九州電力においては、先ほど壇上から申し上げたとおり、10月18日から1号機の特別点検に入っております。そして、2号機の予定としては来年2月からと考えておられるようでございます。

この特別点検の結果は、まだ1号機について調査中であります。そして、2号機についても今後と。こういう段階で、20年延長があたかも決まったような形で市民の皆さん方に「どうでしょうか」と。こういうことが果たして、どのような形の回答。それを考えると、この20年の延長というのはまだ特別点検、1号機について始まって今一月余りという段階であるということで御理解をいただきたいと思えます。

○3番（高木章次君） 「まだ正式に申請をしていないんだ。だから、確認をする必要がない」というように聞こえますが、もう既に「20年延長は反対だ」と表明している首長さんがいらっしゃるということは先ほど説明しました。

既に4原発に規制委員会は認可をしているという状況があるんです。今すぐでもいちき串木野市の住民の考えを聞くということについては何も問題がないと思います。

何らかの方法で住民の考えを確認するということを検討していただきたいと思えます。

私は、本市の住民は圧倒的多数が20年延長には反対であると思っています。中屋市長は分からないということなんでしょうか。

残念ですが、この問題についてはこれで終わって、次の質問に移りたいと思えます。

原発に関する地元同意についてですが、運転期間20年延長や予想される使用済み核燃料の敷地内乾式貯蔵施設建設など、本市に重大な影響があることについては本市も立地自治体である薩摩川内市並みの地元同意の権利を持つべきと思えますが、中屋市長の考えを伺います。

2014年9月議会定例会において、「川内原発1、2号機の再稼働に当たっては、いちき串木野市を地元を含め、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られるよう強く求める」との意見書を採択し、知事へ提出しています。

しかし、地元同意は薩摩川内市と県のみで行われ、議会の意見書は無視されました。

日本原子力発電株式会社は2018年3月、運転から40年を超える東海第二原発の再稼働の地元同意について、立地する東海村だけではなく、30キロ圏の周辺5市にも実質的な事前了解の権限を認める協定を結びました。中屋市長の考えをお伺いします。

○市長（中屋謙治君） 協定の話ではありますが、その前に、先ほどの御質問の中で20年延長の話、市民が半数以上反対ではなからうかと、こういうことをお述べになりました。

先ほども申し上げましたように、現在、1号機の特別点検中、そして、その検査の結果というのがま

だ分かっていないわけです。

壇上でも申し上げましたように、私どもとしては、九州電力にその調査の内容、あるいは結果を分かりやすく説明してくださいよと、それが判断材料だと私は思っております。そうした判断材料がない中で、賛成ですか、反対ですかと問うことに意味があるんでしょうか。あるいは正しい判断ができるんでしょうか。

ですから、今の時点では私はない。少なくとも現時点、我々が九電に対して求めていくのは特別点検の調査内容、あるいは結果、こういうもので、現段階ではそういう段階ではなかろうかと思っております。

協定内容の話でございます。

協定につきましては、平成25年3月でございます。市民の安全確保により重点を置いた協定が必要ではないかということを訴えてまいりまして、1年以上協議をいたしました。その結果、先ほど申し上げた平成25年3月26日、鹿児島県知事に立会いをいただいて、本市と阿久根市並びに九州電力株式会社でいちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定を締結したところでございます。

この締結された協定の中身であります。

県と薩摩川内市が締結をいたしております協定では事前協議というふうになっておりますが、本市の場合では事前説明ということになっております。この違いがあります。

この協定では、事前説明に対して市が、すなわち私どもが意見を述べて、九州電力はこれに対して誠意を持って対応するという旨が明記されております。すなわち、事前説明において市が意見を述べることができます。そして、この意見に対して九電は誠意を持って対応するんだという協定内容になっております。

こういうことで、意見と対応義務によって、内容は事前協議と事前説明で違いますけれども、事前協議により近い効果を得るものになったというふうに考えております。

もう一点、立入調査の関係であります。

異常があったときに県と同行して立入調査という

ふうになっておりますが、県に申入れをすることで対応できるほか、防災対策などの項目により、異常時だけではなくて平時でも立入可能とする内容となっており、こうした運用によって、文言は違いますが、実質的に立地市の薩摩川内市が締結している協定内容とほぼ同じもの、立地市に近い内容の協定ができたと思っております。

○3番（高木章次君） 今の御説明には全く納得ができませんし、そのように評価している人がいるとも思えません。

事前説明をします、意見を述べる協定なんです。意見を述べるだけであって、拒否権がないわけですよ。ほぼ同じというのは評価されないと思いますよ。

ですから、知っていますけれど、もっと強い拒否権を持つように変わらなければ駄目だと思っているんですよ。それが、東海第二原発の事例があるということなんです。やれないことではないわけです。本市としても取り組むべきではないですかということなんです。ほぼ同じというのは撤回してください。誰も思っていないですから、こんなことは。

それから、九州電力が20年延長について申請すること自体が間違いだと、申請するべきではないと思っていますので、特別点検の結果を待つなんていう必要は全くないんです。申請すること自体やめなさいというのが本来発言するべきことだと思っています。

何か御意見が市長のほうからあれば。

○市長（中屋謙治君） 拒否権というお話をされました。

先ほど答弁いたしましたように、我々とすれば意見を述べることができる、これに対して九電は誠意を持って対応するんだと、こういうことが明記されておりますので、ほぼ立地市と近い効果を持つ協定内容と捉えているところでございます。

○3番（高木章次君） その評価については、第三者がきちんと評価されなければならないと思います。

今、中屋市長が言われた説明内容を認める人がいるんだろうかと思えます。もしそうであれば東海原発のように協定なんか結ぶ必要ないわけですよ。

次、2番目ですが、高レベル放射性廃棄物地層処

分場について伺います。

本市は原発からの高レベル放射性廃棄物地層処分場の文献調査の応募に反対し、国による申出についてもお断りするという立場を取るべきと思いますが、中屋市長の考えを伺います。

ちょっと説明を。

日本は原発から発生した高レベル放射性廃棄物を地下300メートルより深い地下に埋めるという地層処分計画を発表し、2002年から処分場の文献調査地点の公募を開始しました。処分場の建設場所が決まらない経済産業省は、2017年に特性マップを作成し、文献調査が可能と思われる範囲を発表しました。2020年10月に北海道の寿都町長が応募、応募を準備していた神恵内村が国の申入れを受けるという形で文献調査が始まりました。

しかし、寿都町では住民の反対が大きく、文献調査終了後に住民投票の実施が決まっています。

地層処分に関してですが、様々な課題が山積みとなっているため、とても適地を探せるレベルになっていないと考えています。特性マップの信頼性には大きな疑問があり、寿都町も神恵内村も文献調査する必要もないほど地層処分には条件が悪い場所と考えています。

鹿児島県も火山県であり、とても地下に埋設できる条件ではないと思います。しかし、いちき串木野市の海岸側は輸送面でも好ましい地域とされています。

塩田知事も、鹿児島県内での処分場受入れには反対を表明しています。しかし、北海道も放射線廃棄物の受入れ反対の県条例をつくっているのですが、それを無視しての応募と申入れです。

本市でも応募の動きが起きる可能性が絶対ないとも限りません。中屋市長の考えをお伺いします。

○市長（中屋謙治君） 高レベル放射性廃棄物の地層処分であります。

今お述べになられたような動きがあることは承知をいたしておりますが、本市といたしましては、昨日からの一般質問でもありますように、市政運営に当たって何事においても市民に不利益を及ぼさないとといった視点が大変大事であるという観点から、特

に本市は食のまちづくりという大きな看板を掲げて取組を進めておりますので、こうした取組の状況から到底市民の理解が得られるものではないと思って、私といたしましても応募する考えはございません。

○3番（高木章次君） ありがとうございます。

到底市民の理解が得られないので20年延長にも反対すると、ぜひ同じようなフレーズで考えを表明していただければありがたいと思って次の質問に移ります。

3番目、原子力防災計画について伺います。

安定ヨウ素剤の事前配布について、郵送での配布を検討すべきではないかについて、お伺いします。

まず、安定ヨウ素剤の郵送について、現状を説明します。

昨年8月19日、内閣府は、道府県原子力防災担当部局長に対して「新型コロナウイルス感染症流行下での安定ヨウ素剤の事前配布に関わる運用について」との事務連絡をしています。

その中に、やむを得ず配達などにて……。

○議長（濱田 尚君） 高木議員、質問は簡潔にお願いいたします。

○3番（高木章次君） 分かりました。

それでは、郵送での配布ですけれども、昨年、内閣府が郵送でもオーケーと、してもいいよということで通達を出しています。それに基づいて宮城県と佐賀県は実施を始めています。

PAZないしはPAZに準ずる地域なんですけれども、UPZは駄目だよということは内閣府は言っていない。電話で確認しています。オーケーなんです。

それで、今まで希望者への事前配布ということでUPZ、鹿児島県は実施してきたんですけれども、申請者数も少ないですし、同時に配布数も少ないんですね。本市の人口の僅か2%にすぎません。これでは全く現場事故時に大混乱状態になるのは目にえています。2万人を超える本市の住民が事故時に安定ヨウ素剤を求めて混乱状態になります。

現状では30キロ圏の避難待機時検査場所でもらうしかないんですね。UPZ内緊急配布場所、12か所がリストアップされているんですけれども、いつ決

まるか分かりませんという状態なんですね。県に聞いているんですけれども。なので、郵送をぜひ検討していただきたいということです。

それで、福島県のいわき市は人口33万人なんですけれども、そこは2015年から郵送での配布をもう実施しています。そこでは経費が4,250万円だそうです。33万人に対してですから、我が市の場合は500万円程度、5年間安定ヨウ素剤は有効とされていますので、年間100万円で済むということです。ですから、現実的ではない計画ではありませんし、内閣府はやめろということは言いませんので、ぜひ今後検討していただければと思っています。いかがでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 郵送の御質問もありましたけれども、まずは私は安定ヨウ素剤の事前配布ということで、もう既に御承知の内容かと思いますが、答弁をさせていただきたいと思います。

安定ヨウ素剤の事前配布ということですが、これは、県が主体となりまして、国の指針に基づいて事前配布に取り組む必要があるという考え方の下に、平成29年2月であります、県知事に対してUPZ、すなわち30キロ圏内における安定ヨウ素剤の事前配布を検討すべきではないかといった要望を行ってきた経緯がございます。

それを受けまして、平成30年度から、UPZ30キロ圏内の居住者のうち、障がいであったりとかそういった一定の要件がありますが、この一定要件に該当して配布を希望される方には事前に安定ヨウ素剤を配布しましょうということになっております。

一方で、一人ひとり事情が異なって、事前配布を希望されて手を挙げて、要件に該当しないということで事前配布を受けられない方がおられまして、この方々の不安というのは大きいものがあるとうことでありましたので、平成29年12月、再度、要件を設けずに事前配布をしたらどうか、希望される方には全員やったらどうですかということを県に対して要望した経緯がございます。

このような経緯の中で事前配布が、今、進んでいるところでございます。

御質問の内閣府が郵送で配布をということについ

ては所管の課長から答弁をさせていただきます。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 郵送での配布についてでございます。

内閣府は、原子力発電所からおおむねPAZ5キロ内に住む40歳未満の住民に対し、今回のように新型コロナウイルス感染症の拡大などやむを得ない事情で配達することは対策として推進をしております。

議員お説のとおり、佐賀県や宮城県などではPAZ圏内では郵送の配布も実施しているところでございます。対象住民に健康状態のチェックシートを配布しまして、県に返送してもらい、保健師らが内容を確認後、安定ヨウ素剤を郵送するという手順で、必要な場合は電話等で問診を行うようになっております。

鹿児島県では、十分なコロナ感染防止策を取って、対面により配布を行っているところでございます。

県は原子力災害対策指針に従って安定ヨウ素剤の事前配布を行っておりまして、PAZ内の全世帯と、UPZ内の、障がいや病気により緊急時に受け取ることが困難であるなど一定の要件を満たし、事前配布を希望する住民を対象に、説明会と配布会を実施しております。

郵送での配布はコロナ禍の時限的、暫定的な対応であり、県としては、十分な新型コロナウイルス感染症対策を実施し、安定ヨウ素剤の効能や服用に伴う副作用、服用時期など、事前配布に際して知っておくべき事項を説明、理解していただいた上で配布しているとのことでございます。

○3番（高木章次君） 内閣府はPAZに限定するという事は書いていないと思いますが、よろしいですね。PAZに限定するというような文言はないですね。ありますか。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 通知によりますと、PAZとUPZという形の表現では出ていないようでございます。

○3番（高木章次君） 直接内閣府に電話してまして、UPZでも全然問題ないよと回答をいただいています。

あと、中屋市長も説明されていましたが、田畑市長が知事宛てに、要件をつけないようにという要望

書を出されています。大変感謝しています。

実行されるのかなと思ったのですが、完全に無視されているんですね。無視されております。

要件を読んだら、自分はもう面倒くさいというか、大変だなと、もう申請なんかしなくてもいいよみたいな気持ちになるような要件がいっぱい並んでいるわけですよ。

ですので、私も市民運動として9市町に対して安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情を出して、7市町から意見書を知事宛てに提出してもらいました。希望者への事前配布ですね。

ですが、駄目なんですよ、もう。2%です。本市は、もう決定的に方法を変えなければ駄目だと思っています。この問題は即時にどうのこうのという判断を求めても難しいと思いますので、継続的にこれから情報提供もさせていただきますので、実現性についてぜひ今後検討をしていただきたいなと思っています。

次の質問に移ります。

屋内退避による被曝低減効果について伺います。

10月6日に出席された原子力規制委員会による屋内退避による被曝低減効果に関わる委託研究の成果報告書を市としても可能なレベルで検討、評価し、本市の原子力防災計画に反映すべきと思いますが、中屋市長の考えをお伺いします。

原子力規制委員会は、原子力災害発生時の防護措置の考え方において、屋内退避により吸入による内部被曝を木造家屋においては4分の1程度に抑えることができると発表してきました。これがその文章です。規制委員会のホームページに掲載されているものです。4分の1程度に低減できる。つまり、75%低減できてしまうということですね。

ところが、今年の報告では、これです。1980年以前の木造家屋では、圧倒的にというか大幅に被曝提言効果が下がるんです。

この原子力規制委員会の75%低減というのは海外のデータ、つまり、機密性の高い木造家屋を基にしたものでした。そのため、日本家屋の場合を委託研究に出していました。報告には屋内でのマスクの効果、空気清浄機の効果、避難車両内の被曝について

も含んでいます。

10月6日の原子力規制委員会に報告された日本家屋を対象にした屋内退避による被曝低減効果に関わる委託研究の成果では、吸入による内部被曝は高気密住宅では78%低減、1993年以降の屋内で76%低減、1981年から1992年までの屋内で67%低減、1980年以前の家屋で44%低減としています。つまり、75%内部被曝が低減されますよというのは間違いだったということです。44%まで落ちるんです。

そして、2013年の統計局によるデータも併せて掲載しています。

これは円のグラフですが、原子力発電所立地県での木造……。

○議長（瀧田 尚君） 簡明にお願いいたします。

○3番（高木章次君） ということなので、ぜひこれを今後検討していただきたいと思います。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 屋内退避の被曝低減効果の内容の評価ということでございました。

先ほど申されましたように、原子力規制委員会の放射線防護グループの調査によりますと、自然換気の場合、7日間野外に滞在した場合と屋内退避を行っていた場合を比較すると、RC造では7割強、鉄骨造、木造では5割程度、総被曝線量を低減している。いずれの建築年度区分においても確率的影響リスクを低減するためのIAEAの包括的判断基準を下回っており、UPZ内における緊急時の初動対応として屋内退避を基本としている原子力災害対策指針の考え方は妥当であるとされております。

このように、原子力規制委員会が調査を実施しております。

市としまして、専門的な知識を持ち合わせていないこと、また、このような評価につきましては原子力規制委員会がすべきものであると考えているところから、国の調査結果について市独自で評価することは考えていないところでございます。

○3番（高木章次君） 私は専門家では全くありません。高校卒で、高校も一般というか普通高校です、勉強も最低でした。そういう人間でも読めるんですよ。現実的に被曝量が増えるんです。それは規制委

員会も認める話なんです。

ですから、本当に素人でも知ろうと思えばいろいろな報告書が出ていますので、私たちは原発事故による被害者になる立場ですから、原子力規制委員会とか専門家に任せるといった考え方はやめるべきだと思います。自分たちでできる範囲、可能な範囲で検討、調査をするということは全く問題なくできますので、ぜひ今後とも情報提供させていただきますので、よろしくお願いします。

最後に再エネですが、一般質問の通告書に、風力や太陽光などによる再エネ、再生可能エネルギーの導入加速は住民、事業者、担当者、そして、必要に応じて外部専門家も入った協議する場をつくるべきと思うが、中屋市長の考えを伺うと書いています。

昨日、中屋市長が洋上風力について積極的に取り組む姿勢を答弁され、漁協、沿岸の皆さん、まちづくり協議会などによる協議会をつくと説明されました。

そこでですが、2019年5月19日に閣議決定された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」についてがあり、協議会の運営に関する事項で、協議会の設置について、協議会の運営についてという内容があります。

これとの関連ありなしも含めて、もう少し具体的な内容や進み具合、スケジュールを説明してください。よろしくお願いします。

○企画政策課長（北山 修君） 昨日、市長のほうから洋上風力発電について、このメリット、デメリットについて理解することが重要ということで、漁業関係者、利害関係者をはじめ、沿岸地域の住民の皆様、それから、市の関係課も含めて調査研究に関する協議会を設置しますということでありました。

これはあくまでもこの洋上風力発電について研究していくという形で、市独自の協議会として立ち上げようというものでございます。

今議員がおっしゃいましたのはいわゆる再エネ海洋法に基づく法定協議会、法に基づく協議会ということになります。

これにつきましては、今後、洋上風力発電所の計

画について促進区域として指定がなされた場合に、その後、法定の協議会を国主導、国・県含めた中の協議会をつくるということで、これについてもまた利害関係者の皆様、市のほうも一緒になって協議会を立ち上げ、様々なことについて協議をしていくという内容になります。

○3番（高木章次君） それでは、今後、協議会のつくり方というか、進み方をぜひ逐次教えていただければと思いますのでよろしくお願いします。期待しています。

あと、時間が非常に短くて、話し方が、または説明が不十分かと思いましたが、大変失礼な言い回しもあったかと思いますが、私としては475名の方に投票していただきましたので、一生懸命話をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（濱田 尚君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時12分

○議長（濱田 尚君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江口祥子議員の発言を許します。

[4番江口祥子君登壇]

○4番（江口祥子君） 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子でございます。

10月の選挙で待望の新市長を迎え、また、議会も新たな16人となり、一新されました。

私も市民の皆様へ御支援をいただき2期目となり、この場へ来させていただいたことに感謝し、新たな決意で皆様の声を市政へ届けてまいります。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

小中学校トイレの洋式化についてお尋ねいたします。

今、家庭のトイレのほとんどは洋式トイレだと思います。平成元年以降に建てられた住宅の99%が洋式トイレというデータもございます。

しかし、まだまだ学校のトイレは和式トイレが多いようです。子どもたちは慣れない和式トイレに不

自由しているのではないのでしょうか。

また、短い休み時間にわざわざ洋式トイレの前に並ぶようなこともあるそうです。子どもたちが安心してトイレが使えるように、洋式トイレの比率を高めたほうが良いと考えます。

また、和式トイレより洋式トイレのほうが使う水量も少なく、環境にも優しく、水道料金も削減できるという効果も期待されます。

このような観点から、学校トイレを洋式トイレに改修する工事を進めたほうがよいと考えます。

質問です。

学校施設のトイレの洋式化についての現状と、洋式化の比率を伺いまして、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 江口祥子議員の御質問にお答えをいたします。

学校におけるトイレの洋式化は、家庭での洋式トイレの普及や生活様式の変化に伴い、教育環境の整備を図る上においても必要であると考えております。

これまで大規模改造工事の機会等を捉えて洋式化を図ってまいりましたが、設置数もまだまだ少ない状況であります。

今後、さらに整備を進めていかなければと、このように感じているところであります。

今年度、学校施設長寿命化計画の策定を進めているところでありますが、この計画に基づく施設整備に合わせて既存トイレの洋式化を計画的に進めていきたいと考えております。

なお、小中学校トイレの洋式化の現状につきましては、担当課長のほうから答弁をいたさせます。

○教育総務課長（瀬川 大君） 小中学校における洋式トイレの整備状況についてでございます。

小中学校の洋式トイレの整備に当たりましては、子どもたちの利用に支障がないよう考慮いたしまして、各校舎のフロアごとに男女1基ずつは設置するよう整備を進めてきているところでございます。

令和3年4月1日現在、小学校8校におきましては、小便器を除きまして303基の便器を設置しており、このうち洋式82基を整備しています。洋式化率

は27.1%となっております。

また、中学校5校においては178基を設置しており、このうち洋式59基を整備しています。洋式化率は33.1%となっております。

小中学校合計で申しますと481基を設置しており、このうち洋式141基を整備しております。洋式化率は29.3%となっております。

○4番（江口祥子君） まだまだ小中学校には洋式トイレの導入率が低いようです。

他市の導入率を伺います。加えて、本市市民の洋式化を要望する声はないか、伺います。

○教育総務課長（瀬川 大君） 県内他市の状況について申し上げます。

令和2年9月1日時点における文部科学省の調査結果によりますと、小中学校合計の洋式化率は全国平均で57.0%、鹿児島県平均で42.6%となっております。近隣自治体における洋式化率につきましては、鹿児島市が52.7%、南さつま市が43.4%、日置市が30.3%、薩摩川内市が29.9%、枕崎市が20.8%ということになっております。

また、市民から学校トイレの洋式化の要望はないかということをございしましたが、教育委員会におきましては市民から直接学校トイレの洋式化の要望は受けておりませんが、近年の家庭における生活様式の変化を踏まえまして、学校からは学校トイレの洋式化を望む意見がございます。

本市におきましては、学校の要望を踏まえつつ、計画的に各学校の実態に応じて洋式トイレの整備を行ってきているところでございます。

○4番（江口祥子君） 私が伺った、トイレについて子どもたちの声が寄せられましたので発表します。

1番に、和式だとしゃがんだときの位置が分からなくて便器を汚してしまったり、洋服が汚れたりすることがある。2番目に、洋式トイレが一つもないので、けがをした友達は困っている。3番目に、汚れていると入る気になれないので、トイレを我慢する子が多いということで聞いております。

全ての児童生徒が毎日使う学校のトイレの整備が不十分ということは、見過ごせないことです。洋便器への更新を要望します。

トイレについての現状は、コンビニやデパートなど商業施設、一般家庭でも温水洗浄や暖房便座が普及など快適なトイレづくりが進められています。和式中心の学校が多いことは、子どもたちの健康上からもよろしくない等の声が市民の間にもあります。

質問ですが、本市では温水洗浄トイレの設置についての考え方及び現在の普及率と、今後の普及への考え方について伺います。

○教育総務課長（瀬川 大君） 温水洗浄トイレの整備状況と今後の普及に向けての考え方についてでございます。

現在、本市の学校におきましては、温水洗浄トイレは設置していない状況でございます。

学校からも、これまでは温水洗浄トイレを整備してほしい旨の要望は受けていない状況でございます。

まずは、トイレの洋式化を優先して進めてまいりたいと考えております。

○4番（江口祥子君） 次に、避難所には学校の体育館なども使われています。高齢化が進んでいる現在、学校施設で重要なのがトイレだと思います。

和式トイレは、高齢者や身体の不自由な方には非常に辛いものだと思います。

災害はいつでもどこで発生するか分かりません。本市においても、災害が起きたときトイレが安心して使用できるよう、また、学校生活を送る生徒たちも快適な学校トイレが使えるようにすべきと考えます。

そこで質問ですが、避難所となる屋内体育館などには多目的トイレを導入すべきと考えます。

本市の考え方について伺います。

○教育総務課長（瀬川 大君） 市の地域防災計画では、市内小中学校13校のうち、屋内運動場が指定避難所となっている学校は11校でございます。そのうち、第1避難所が照島小学校、串木野中学校の2校、また、第2避難所が串木野小学校、羽島小学校など9校となっている状況でございます。

避難所となる屋内運動場における多目的トイレの整備状況といたしましては、第1避難所の串木野中学校と第2避難所の市来小学校の2か所につきましては、現在、整備が図られている状況でございます。

多目的トイレの整備に当たりましては、設置スぺ

ースの確保、アプローチの段差解消などの課題もございますので、トイレの利用状況等を考慮した上で、学校はもとより、防災担当課とも今後の整備の在り方等について協議してまいりたいと考えております。

○4番（江口祥子君） 文部科学省は、公立学校施設の整備について、2021年度予算として688億円を充てて、新しい時代の学びを支える、そして、安心・安全な教育環境の実現をうたっています。

学校施設の安全性、機能性を確保し、感染症対策と学びを両立するものとして、衛生環境確保のため、トイレの洋式化、多目的、そしてバリアフリー化などの整備が令和時代の学校施設のスタンダードであることを示しております。

質問ですが、今後の学校トイレの改善計画に国の補助制度などを活用してはどうか考えますが、本市の取組を伺います。

○教育総務課長（瀬川 大君） 今後の洋式トイレの整備計画についてでございます。

今後、トイレの洋式化の推進に当たりましては、可能な限り、国の学校施設環境改善交付金を活用して洋式化を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、学校施設環境改善交付金は1学校の対象事業費が400万円以上というふうな規定をされていることに加えまして、また、県内の他自治体におきましても事業採択があまりなされていない状況であることを踏まえますと、国庫補助事業としての事業実施については厳しい状況も想定されるところでございます。

トイレの環境整備は、学校環境衛生の保持、改善に必要であると認識しておりますので、国や県の補助事業に留意しながら、現在策定中の長寿命化計画に基づく施設整備と併せまして、既存トイレの洋式化について計画的に進めてまいりたいと考えております。

○4番（江口祥子君） 学校の年間行事において、入学式、運動会、授業参観、卒業式、学習発表会など多くの御父兄や関係者が来校し、さらに多くの利用者があることから、学校内外を問わずトイレが利用されています。

教育環境を取り巻く予算措置の優先順位が当然あ

ると考えますが、ぜひともそうした場所と同じく、トイレの洋式化と温水洗浄便座化が計画的に進むように要望いたします。

前向きな御答弁を教育長に伺います。

○教育長（相良一洋君） ただいま議員から前向きな洋式化というようなことがありましたけれども、財政的なものもありますので、子どもたちの実情をしっかりと把握しながら、そして、各小中学校で計画的に常備していくというようなことを考えていかないといけないだろうと思います。

また、避難所につきましては必要性ということもあろうかと思っておりますので、そこにつきましてもまた今後検討してまいりたいと考えております。

○4番（江口祥子君） 次に、動物と共存する住みよい環境対策について伺います。

犬や猫は、長い歴史の中で時には番犬として、時にはネズミ退治のために、時には癒やしを与えてくれるパートナーとして、人とともに暮らしてきました。現在では多くの家庭で犬や猫が飼われております。

2013年、環境省において、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトが立ち上げられました。

このプロジェクトの目的は、犬猫の殺処分がなくなることを目指し、その目的達成のための具体的対策について検討を行い、命を大切にし、優しさのあふれる人と動物の共生する社会を目指すものです。

そこで質問ですが、本市小学校での動物愛護教育について伺います。

○教育長（相良一洋君） 小学校での動物愛護教育についてでございます。

本市において、動物愛護教育に特化したカリキュラムを編成している小学校はございません。

生命尊重に関する教育の一環として、生活科及び理科での飼育・観察、道徳科等の授業の中で動物愛護や生命尊重の心を育むなど、動物愛護教育に関する取組を行っております。

また、ウサギやニワトリなどの小動物等の飼育を通して児童が日常的に動物と触れ合い親しみを持つことで、動物を愛しむ心を育て、命の尊さや思いやりの心を育成しております。

このように、動物愛護については、具体的な活動や体験を通して生命の尊さを理解させるとともに、全教育活動を通して自他の生命を尊重しようとする態度を育てていくことが肝要であると捉えております。

○4番（江口祥子君） 小学校での動物愛護教育の状況は分かりました。

動物の虐待というのははじめや犯罪の温床になると言われておりますので、また、動物の愛護を通して命の大切なことを教える教育に取り組んでいただきたいと思っております。

そこで質問ですが、隼人町に県の動物愛護センターがありますが、どのような活動をしているのかお尋ねいたします。

○学校教育課長（藏菌孝一君） 県の動物愛護センターの主な事業内容について申し上げます。

県の動物愛護センターは、鹿児島県動物愛護推進計画の目標である人と動物の共生する地域社会の実現に向け、動物の愛護に係る事業を推進しています。

動物愛護の普及啓発に係る拠点施設としての役割を果たすため、ペットのしつけ方教室などの各種イベント及び犬や猫の譲渡前講習会等を開催しております。

また、県内の各保健所に収容された犬や猫について、保健所職員による譲渡適性診断後に受入れを行うとともに、動物愛護団体等とも協働して譲渡推進に取り組んでいます。

さらに、動物愛護思想の普及啓発を目的として、学校等を対象とした動物愛護教室なども実施しております。

○4番（江口祥子君） 動物愛護センターでは、捨て猫の受け取りはしません。

実は動物を捨てること自体犯罪でもあり、まず、警察に届ける必要があります。

生まれてきた大切な命を捨てることは犯罪です。その抑止のためにも「動物の遺棄や虐待は犯罪です」などのポスターを公共施設などに掲示するなど、普及活動をしていただきたいと思います。

次の質問ですが、県の動物愛護センターでは、動物を慈しむ心を育て、命の大切さを学ぶ動物愛護教

室が開催されており、出前講座もあるようです。

本市でもこのような講座の実施に取り組んではいかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 動物愛護教室の出前講座は、実際に動物と触れ合う活動を通して、動物の愛護及び適正な飼養について学ぶことができる講座でございます。

本県における令和2年度の実績としましては、小学生を対象として出前講座が8回開催され、延べ642人が参加をしているようでございます。

本講座については、同センターの所在地が霧島市という遠隔地にあり、動物の運搬における時間的な制約があること等から、本市での実施については難しい面もあるようでございます。

動物愛護教育については、引き続き、各学校にその重要性を指導し、動物愛護を含めた生命尊重に関する教育の充実がさらに図れるように、学校に指導してまいりたいと思います。

○4番（江口祥子君） 動物愛護を通して命の大切さや正しい飼い方を学ぶ体験をする中で子どもたちの情操を育てていくことは大事なことだと思いますので、またぜひ取り組んでいただけたら、検討していただけたらと思います。

次の質問ですが、特に猫についてであります。

猫は生後6か月で子どもを産めるまでに成長します。生まれたら6か月後に発情して、1回の交尾でほぼ100%妊娠すると言われており、大体平均5頭から6頭出産すると、1年間で相当な数の野良猫が生まれます。

避妊とか去勢手術以外で増やさない方法はなく、殺処分という方向に動いていくことをやめようというのが国の方針だと思います。

そこで、猫の多頭崩壊を防ぐため、不妊や去勢の手術の費用を助成できないか。また、県が今年度から実施している動物愛護業務事業の概要について伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 今年度から鹿児島県が実施している鹿児島県地域猫活動等事業補助金の概要についてであります。

この事業は、地域猫活動を普及・定着させ、猫に

起因する生活環境被害の軽減及び猫の引取数の減少を図ることを目的としております。

事業内容は、地域猫活動の中で、避妊・不妊手術を行ったものに対して手術費用助成を行っている市町村への手術助成経費、地域猫活動を行っている団体に対する避妊・不妊手術経費や飼養のための管理経費、飼い主のいない猫の譲渡活動を行う団体の飼養のための管理経費に対し、それぞれ必要経費の一部または全額を助成するものであります。

この事業は、地域猫活動を対象とした助成事業であります。

現在、本市においては地域猫活動を行う団体がないため、この事業対象にはなっていないところです。

○4番（江口祥子君） 現時点で、本市は県が示した地域猫の手引の趣旨に沿った活動への応募はないということです。

質問ですが、登録した公共団体に避妊・去勢の費用を助成している公共財団法人どうぶつ基金がありますが、具体的な活動内容を伺います。

県内で、この基金に登録している他の自治体があるのか、また、本市も登録はできていないのかどうか、伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 公益財団法人どうぶつ基金は、兵庫県に本部を置き、犬や猫の不妊手術奨励事業や動物愛護思想の普及啓発事業を全国的に行っている団体であります。主な事業に、飼い主のいない猫を捕獲し、不妊手術を行い、元の場所に戻す、いわゆるTNR活動があります。繁殖を防止し、地域の猫として一代限りの命を全うさせ、周囲からの苦情や殺処分の減少に寄与する活動であります。

この基金に登録を行った自治体やボランティア団体等には、申請に基づいて無料の不妊手術チケットが交付されます。自治体は、飼い主のいない猫のみでなく、多頭飼育崩壊のおそれのある飼い猫にもこの制度を活用できるものになっておりますが、ケースごとに飼い主の承諾や支援する活動団体と共同で行うなどの条件を満たした上で、基金の審査を受ける必要があります。

現在、県内では、鹿児島市、始良市、日置市、志

布志市、伊佐市、大和村が登録しており、本年10月に本市も登録したところであります。

○4番（江口祥子君） 動物基金は野良猫に対しても飼い猫に対しても使える基金であることで非常に有利だと思いますが、各ケースごとに条件や基金の審査を受ける必要があることで、簡単にはいかないようです。

時間をかけて準備している間に猫はどんどん増えていってしまいます。野良猫を殺さない手だてを全て民間に委ねるだけでは解決にはなりません。

他市では独自に動物愛護条例を策定しているところもあるようですが、本市において、最適な方法での独自の条例を策定する考えはないか、伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 現在、鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例、いわゆる県の動物愛護条例が制定されております。

また、県においては、動物の愛護及び管理に関する法律や国の示す基本指針に基づき、鹿児島県動物愛護管理推進計画を策定しております。

この計画は鹿児島県全域を対象としており、犬猫の引取頭数の減少や譲渡率の増加などを目標に掲げ、市町村や住民と一体となって、県全体で動物愛護や適正飼育の推進のための活動を進めていくものです。

現在、県内では鹿児島市と姶良市で独自に動物の愛護等に関する条例を制定されており、犬猫の飼育管理等について、飼い主の守るべきことなどを細かく具体的に掲げられております。

本市においては、犬猫等愛玩動物の習性に応じた適正飼養や散歩中の犬のふんの始末などについて、市民の手による美しいまちづくり推進条例で規定されており、先ほど申し上げました鹿児島県動物愛護管理推進計画においても、他市条例規定と同様の取組内容を含んだものとなっております。

このため、改めて動物愛護条例の制定は考えておりませんが、今後も引き続き、現在ある法律や条例等に基づき、人と動物の共生する地域社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○4番（江口祥子君） 本市には、個人でも野良猫に対し不妊・去勢手術を実費で施されている方や、地域猫活動を前向きに取り組んでおられる方もおら

れます。10頭前後の猫をお世話している方もいると伺っておりますが、好きで多くの猫を飼っているわけではなく、無責任に捨てる人がいるからやむを得ず引き取っているということが現状です。

しかしながら、一方では、地域住民の理解が得られず、ふん尿被害、鳴き声がうるさいなどの苦情でトラブルや住民同士の対立も多く見受けられます。

命を大切にし、動物と共存できる住みよい環境をつくるために、行政ができることを考えていただきたいと思います。

最後に市長のお考えをお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（中屋謙治君） 先ほどそれぞれ担当課長が答弁をしたとおりでございます。担当課長が答弁しておりますけれども、これは市長部局で、市長が答弁したものと全く一緒でございます。

そのようなことで、新しい質問であればお答えいたしますけれども、繰り返しの内容であればそのように御理解いただきたいと思います。

○議長（濱田 尚君） 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[15番福田清宏君登壇]

○15番（福田清宏君） 私は、10月の改選を経て、今期4年間の最初の一般質問を行います。

これから取り組む懸案事項のうち、先に通告いたしました事項について、順次質問を行います。

質問に先立ちまして、通告の中の二つの文言の訂正をお願いします。「児童公園」を「都市公園」に、「津波避難所」を「津波避難場所」に訂正させていただきます。

1番目の質問は、讃岐公園についてであります。

その一つは、えびすヶ丘にある都市公園で、津波避難場所でもある讃岐公園にフェンスが設置されていないのはどのような理由によるものか、伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をいただき、その後の質問は質問者席から行います。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 福田清宏議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の讃岐公園は、昭和30年代、都市公園とし

て造成され、昭和46年、国民体育大会相撲競技場として整備をされております。相撲場周辺並びに広場周辺においてはフェンスが整備されていたものと考えております。

現在は、相撲場周辺並びに中央階段付近にフェンスが設置されておりますが、そのほかの広場周辺にはフェンスがない状況であります。

今後、利用者の方々に安全に使っていただく、そういう考え方の下に施設の整備を行ってまいりたいと思います。

○15番（福田清宏君） えびすヶ丘の尾根にあった墓地が、昭和32年に木原墓地に移転をしました。その後、市長の答弁にありましたように、讃岐公園ができました。

公園の南側は間もなくして恵比寿神社奉納漁願相撲大会の会場になりました。そして、昭和47年10月24日、天皇陛下、皇后陛下の御臨席を賜り開催されました第27回国民体育大会秋季大会の相撲競技会場として新設をされたところであります。

公園北側には、昭和35年11月、いさり火の塔が建立されました。このいずれかの時期にフェンスは設置されたものと思いますが、その経緯はなかなか判明しないようであります。

相撲競技場はフェンスが設置されておりますが、ところどころ老朽化し、腐食をしておところが現状であります。この相撲競技場西側フェンスの北側に約10メートルか15メートルぐらいフェンスがありますが、腐食して、もう老朽化どころではなくて倒れている状況にあります。

そしてまた、トイレの東側にもフェンスがありますが、このトイレは競技場ができたときに恐らくできたものだ、先ほど資料が回ってきましたので、昭和46年建設ということですからそういう時期に符合しているんじゃないかと思えます。それからいきますと、このフェンスもその時期に設置されたのかなあという思いであります。

いずれにしても、この前もまた通りましたけれども、子どもたちがボール遊びをしています。植え込みの先はもう大変危険な場所。そういう形が西側のほうのフェンスがないところでもありますので、ぜひ

ひとつここにフェンスを設置していただきたい。こういうふうに思うところではありますが、いかがでしょうか。お答えください。

○都市建設課長（吉見和幸君） 讃岐公園の西側につきましては、市道と広場との高低差があり、一部生け垣にも隙間があることから、今後、年次的にフェンスは整備していきたいと考えているところです。

本年度は相撲場から中央の階段付近までを整備したいと考えており、来年度以降、それ以降、北側に整備を進めてまいりたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 今年が手始めとして西側のフェンスからということではありますが、そのまた北側のほう、階段の北側のほうも同じく落差のあるところでもありますから、ぜひひとつ、引き続いて予算計上されますように御努力を期待しております。

ちなみにこの讃岐公園ですが、避難場所にも指定をされて、そしてまた、港町公民館や木屋公民館等が防災訓練をするときに最終的に集合する場所がこの讃岐公園になっております。

そういうこと等もありますので、両面から、都市公園、避難場所、いろいろ考えましてもこのフェンスはやっぱり必要かなと。少なくとも西側だけは早急にという思いであります。

そういうことで、再度、具体的な計画がないですか。伺います。

○都市建設課長（吉見和幸君） 今、議員御質問のとおりです。児童、生徒、そういった方々の遊ばれるところでございます。西側には生け垣を越えるとすぐ高い崖という状況でもございます。

今回、9月補正によりまして、公園の修繕費というのがございます。できることから早急に対応してまいりたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 9月補正のこの240万円にあるんですか。説明では八つの公園の遊具の修理とか高木の伐採とかという説明だったんですが、入っていますか。伺います。

○都市建設課長（吉見和幸君） 公園修繕、あるいは道路修繕というものは突発的なものもございまして、そういうものの予算を組んでございますので、そういうもので危険な箇所から随時対応してまいりたい

と考えております。

○15番（福田清宏君） ぜひそういうことで、早期の設置を期待してこの項を終わりたいと思います。

次に、二つ目は、津波避難場所でもある讃岐公園の西側中央付近の階段につながる市道港町6号線は、避難のために多くの住民が行き交う通路となるが、避難道路として整備する計画はないかを伺います。

○都市建設課長（吉見和幸君） 避難道路という整備ではございませんが、都市建設課におきまして、市街地における道路改良特別事業を行っております。

事業の進め方につきましては、公共施設の周辺を優先に整備し、整備地区が集中しないように調整しながら事業を進めるとともに、現場状況、雨水の流末を考慮しながら整備を進めているところです。

当該地域の整備につきましては、雨水が讃岐公園側から西側にある県道へ流れる地形となっております。したがって、港町6号線は先行して整備する路線であるということは認識しております。

○15番（福田清宏君） 整備の条件に全部合いそうですね。中心になる道路であったり、そういう道路なんですけど、ぜひそういうことでひとつ取りかかってほしいと思いますが、この道路改良特別事業ですけども、前年度は50%カットされました。そして、昭和35年からでしたか、この事業は始まったんですが、まだ50%に届かないんですね。

そういう意味でもぜひひとつ応分の予算措置をお願いしたいと思うんですが、市長、どうですかね。御答弁いただけませんか。

道路改良特別事業の予算が今年大きくカットされましたので、これをひとつ復元してほしいというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○市長（中屋謙治君） これまでの議会で道路改良特別事業については御答弁申し上げているかと思えます。今年度の予算額につきましては、前年度の繰越を含めてということで御説明をしているかと思えます。

これまで財源としておりました合併特例債は執行が終わりましたので、今後新しい有利な財源をということで、今、検討をしているところでございます。

これから予算編成の作業に入っております。そ

ういう考え方の下に、今、御意見ございましたことも念頭に、作業を進めてまいりたいと思います。

○15番（福田清宏君） さっき答弁にありましたように、大変大事な港町6号線ですので、ぜひひとつ、御答弁いただきました線に沿って整備されますことを期待いたします。

この項を終わります。

次に、進みます。

2番目は、公園のトイレについてであります。

昨日も同様の質問がありましたので、おさらいをしながら少し質問させていただきたいと思います。

まず、水洗化率等、洋式トイレの普及率についてお尋ねをいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） 公園の水洗化率についてでございます。

都市公園39か所のうち、公園広場面積が1,000平方メートル以上ある公園29か所につきましては、全てトイレが設置されている状況です。そのうち水洗化がされているトイレは28か所になりますので、水洗化率としましては96.6%となっております。

また、洋式便器の普及率についてでございます。

トイレが設置されている29か所のうち、多目的トイレなど洋式便器が設置されているものが15か所ございます。普及率は51.7%となっております。

○15番（福田清宏君） 水洗化は進んだんですけども、洋式トイレはなかなか進んでないという状況にあるようですけれども、ちょっと急がないのかなと思いますね。

次の質問と関わりがありますので、進めさせていただきます。

グラウンドゴルフの練習などに使用されている公園の便器ですが、1基ずつでも洋式便器に取り替える必要に迫られているのではなからうかと思うんですが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） グラウンドゴルフの使用許可申請が都市建設課に出されている公園が市内に14か所ございます。

トイレの洋式化につきましては、公園の利用者並びに周辺公民館、グラウンドゴルフの利用者などから御意見をお聞きしながら、年次的に洋式便器に取

り替えていきたいと考えているところです。

○15番（福田清宏君） 合併前は児童公園と言われたぐらいに児童が群がる公園だったんですね。ほとんどね。ところが、合併以後、都市公園という名称が変わって、先ほど文言の訂正をお願いしたところだったんですが、高齢者の皆さん方がたくさん公園に出てこられる時代になりました。

もちろん健康管理もありますし、親睦融和のこともあります。そういうことで、豊かな暮らしを求めてということを見ると、そこに集う高齢者の皆さん方が、「トイレがとにかくなあ」と。「1基でも洋式化してほしいんだけどなあ」という声が相次いで来たと。時代でしょうね、恐らく。そういうことだと思いますが、今言われたようなことですが、これは早急に始めることができそうですかね。どうですか。

○都市建設課長（吉見和幸君） まだ普及率にしましても50%台でございます。一遍にするとすると予算も必要となりますので、利用者の状況、公園がどのぐらい利用されているのか、また、利用者の御意見、そういったものを聞きながら、年次的に整備を行っていききたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 市長も広聴という言葉を昨日、今日にわたっていっぱい使っておられますので、どうかひとつ、そういう意味でも利用される方々の御意見等をお聞きしながら。聞けば聞くほど早急にせなならんと思いますけどね。そういうことで、ひとつ進めていただきたいと思うことであります。

それでこの項を終わりたいと思います。

次に、3番目は木原墓地の環境整備についてであります。

その一つは、道路脇や階段に生い茂る草木の除草、伐採は定期的に行われているかお伺いたします。

○市民生活課長（久保さおり君） 木原墓地の全体的な草木の除草、伐採について、これまで毎年8月のお盆前と年度末に業者に委託して実施しております。主に墓地沿いの主要な道路の法面、駐車場及び階段の除草や山沿いの木の伐採を行っております。

また、草木の繁茂状況に応じて年数回実施しております。

○15番（福田清宏君） そんなに定期的に行っているのに、どうしてこういった声が聞こえてくるんですかね。

この選挙の初め、終わりに非常に集中しましたね。行き届かないからこそ市民の声が上がってくるわけですが、その理由はどこにあると思われませんか、把握されていますか。

だけど、今の答弁からすると精いっぱいやっているというふう聞こえるので、市民の声とちょっと符合しないんだけど、その辺の矛盾したところについてはどんなお考えでしょうか。伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 全体的な墓地の草木の除草などについては、年に2回ほど実施をしております。

そのほかに、繁茂状況に応じて、その都度、できる部分の対応をしているところでございます。

○15番（福田清宏君） 同じ答弁になるんでしょうけどね。年2回やって、なおかつ、繁茂している状況によってはまたやるという。だけど、「違うよ」という声が上がってくる。ちょっと迷っていますがね。戸惑っております。

やはり指定管理の受け手がなくなって、墓地費が平成31年度、令和1年度の予算審査から、当初の予算書にはあるんですけど予算の概要から外れているんですね。このことで、墓地費の審査が十分に行われなくなったと、大変反省をしております。

平成30年度と令和3年度の予算を比較しても、平成30年度といたしますと、指定管理がなくなっていくその頃ですが、当初予算で170万円、この3年間で減っているんですよ。需要費の中の修繕費は40万円増えていますが、維持管理委託料は181万7,000円減額と、こういう予算措置になっているんですね。当初予算の比較です。

直営になって予算が減ったと。私は直営になったら予算は増えると思っています。そうでなければ指定管理へ出す意味は何だったのかということになるんですね。だから、平成30年度と令和3年度を比べたときに今のような減額があるんですけど、この辺についてはどんな感覚をお持ちですかね。お尋ねします。

○市民生活課長（久保さおり君） 平成29年度の指定管理料の実績が278万4,000円でした。令和2年度の昨年度の墓地費の実績が359万2,819円です。

指定管理料の中には光熱水費、消耗品等の管理費、そのほかに墓地の草払い、トイレ清掃などの委託料などが含まれた金額になっております。

令和2年度の実績額で申し上げますと、このトイレ清掃、墓地の草払い清掃などの委託費、あと、交通整理、臨時バスの委託費等を含めました委託費が273万円ほどでございます。光熱水費等はまた別途の計上になっております。

総体で申し上げますと、指定管理料の総体の金額より直営でした昨年度の実績額のほうが全体的には大きな金額になっているところです。

○15番（福田清宏君） 予算は増えているという、今の説明ですかね。今の説明は。私の見方がまずかったんですかね。

じゃあ、端的に聞きますが、清掃等の整備に係る予算はどんなふうですか。

○市民生活課長（久保さおり君） 昨年度の実績の金額で申し上げますと、トイレの清掃委託、枯れた花の回収の委託費、あと、墓地の草払い、清掃と臨時バスの委託費等で273万90円となっております。

平成29年度の指定管理料の場合、今の部分だけで申し上げますと175万9,000円です。

○15番（福田清宏君） 100万円増えているのに、どうしてうまく届かないのかね。

だから、私がさっき言ったように、直営に変えれば当然増えると私は思っていますよ。専門的な動きというのが違って来るからね。そしてまた、委託、委託だろうから当然上がってくるというのは当たり前の話だと思っていますが、私を見た数字がちょっと。もう一遍精査はしますけれど、当初予算から見た数字ですから間違いはないとは思っていますが、ちょっとそこに齟齬があるようですけども。いずれにしても、さっき言われたように、お盆前と年末はきれいにしてお墓に皆さんが行けるような状況をつくるのが普通だろうと思うんですけど、なぜですかね。なぜあんなにして荒れているんですか

ね。

同じことの答弁になるんでしょうけれども、具体的に一つ、今度は別な角度からいきますが、最上段に行くところの仁王さんのあるところからタンクのあるところの間、舗装してあるところなんですけれども、両脇に草が生えてきて、2台すれ違うにもちょっと脇が分からないという状況にあるんですね。道路の脇が。だから、草が生えてきている三、四十センチのところを舗装したらどうなんですかね。そうしたらもう刈る必要もないし、離合もうまくいくだろうし、そんな思いがするんですけども、その辺についてはどうなんでしょうか。伺います。

○市長（中屋謙治君） 今御提案のありました墓地の関係、それから、道路の舗装の関係ということでございます。

現場を見させていただいて、今御提案のあったことを含めて、今後の管理の在り方を検討させていただきたいと思っております。

○15番（福田清宏君） あまり早く終わり過ぎるんですが、終われ終われという声がありますから、そういうことなんですが、今日は市民の皆さん方の声を主に質問をしました。

やっぱり市が設置する施設はきれいにしなきゃね。市の施設は整備をきちんとしていないといけないんじゃないですかね、各升はきれいにお盆前になるのに。さっき言われたバスが通る大きな道はきれいかもしれないけれど、階段の脇の側溝には草が生えているとか、最上段に上がっていくところはすれ違うのも大変だとか、そういう声に耳を傾けないと、予算措置はうまくいかないんじゃないかと思うんですね。

中屋市長は、昨日、今日にわたって、そういう声に耳を傾けて事柄を進めていくということを強調されておりますので、どうかひとつ、現状をさっき言われたようにチェックされて。そして、昭和32年、みんな文句一つ言わずに木原墓地へ移ってくれたんですよ。先輩の皆さん方ね。そういうのにも応えていかなきゃいけないと思うんです。そのお墓を守ろうとするその子どもたちが、「こういうことで大変なんですよ」という声が投げかけられてくると。これは解決していかないといけないと思うんですね。

そういうことで、市民に寄り添っていく行政という
ことで強調されておりますので、今回、ぜひひと
つそういうことで、市民からの指摘に答えられる予
算の計上と、萎縮することなく職員の皆さんも踏ん
張ってもらわなければいけないと思うんですね。

そういうことを期待申し上げまして、今期最初の
一般質問を終わります。よろしくお願ひ申し上げま
す。ありがとうございました。

○議長（濱田 尚君） 以上で本日の日程は終了し
ました。

△散 会

○議長（濱田 尚君） 本日はこれで散会します。

散会 午後2時17分